

院内感染防止対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取組み、病院に関わるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策に係る組織体制、業務内容

1) 院内感染対策のための組織に関する基本事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、「院内感染対策委員会」を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討します。
また、感染制御チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実務を行います。

2) 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回以上行っています。

3) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、薬剤耐性や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し、注意喚起を行うとともに、院内感染対策委員会で情報を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。

4) 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生が疑われる場合には、感染制御チーム（ICT）が感染対策に速やかに対応します。また、必要に応じ、通常時から協力関係のある医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

5) 患者様への情報提供に関する基本方針

感染症の流行がみられる場合には、ポスターなどの掲示物で院内に情報提供を行います。あわせて、感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

6) その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

感染対策の推進のため、「感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルは定期的に見直し、改訂を行っています。

3. 抗菌薬適正使用のための方策

抗菌薬使用患者は、使用量、効果などを定期的に感染制御チーム（ICT）が介入し、適切な抗菌薬使用となるよう努めます。

4. 他の医療機関等との連携体制

当院では、感染対策の強化と、感染症発生時に助言等を受けるため 網走厚生病院 と 連携を行い、情報共有をします。

